

介保第 60 号
令和 2 年 5 月 1 2 日

高 齢 者 福 祉 施 設 の 管 理 者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が改正されましたので、高齢者福祉施設等の職員が正しい認識を持つとともに、職員も含め、高齢者並びにこれらの家族等による適切な相談及び受診がなされるよう、周知等の適切なご対応をお願いいたします。

また、これまでにお示ししている社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点等における相談・受診の目安及び「新型コロナウイルス感染が疑われる者」に係る記載については、今般改定された相談・受診の目安に読み替えるものとします。

なお、貴施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、最寄りの保健所に連絡すると共に県介護保険課に対してご連絡くださいますようお願いいたします。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--